

## 第IV章 分野別計画編（案）

### 1 安全・環境

#### 基本施策1 防災・減災

##### ◆現況と課題

- 近年、南海トラフ巨大地震が今後30年以内に7割から8割の確率で発生すると言われており、平成27（2015）年に行った地震災害の被害想定調査結果によると、本市が想定する最大規模の地震では最大震度6強、建物の全半壊11,291棟、死者174名に上るなど、地震の発生が危惧されています。しかし、災害用備蓄品の備蓄や家具の転倒防止など、災害に対する備えをしている市民の割合は年々増えているものの、近年、本市に大規模災害が発生していないことから、その割合は半数程度にとどまっています。
- 平成12（2000）年の東海豪雨では、市内全域が浸水被害に見舞われ、東部地区では土砂崩れにより2名の方が犠牲となる土砂災害が発生しました。また、風水害の被害想定では、水防法に基づく国や県の調査結果によると、外水氾濫は五条川流域や大山川流域で、内水氾濫は市内全域で浸水被害が想定されているため、風水害や地震に対して市民一人ひとりが災害への備えの重要性を認識し、主体的な防災対策を講じるよう促す必要があります。
- 特に、転入後間もない市民の避難所に対する認知度は低く、また、気象情報や避難情報などの防災情報入手することができる防災情報メールの登録者数が伸び悩んでいることから、市主催のイベントをはじめ、広報やSNSなど、あらゆる機会を捉えての普及啓発が必要です。
- 大規模災害時には多くの市民が避難所に避難することが想定されるため、避難所における環境を整備することが必要です。
- 特に、外国人市民に対しては、自然災害の多い我が国の現状を伝え、防災意識の高揚と災害への備えを促すとともに、災害時には共助が重要となることから、防災訓練への参加を促す必要があります。
- 129ある自主防災会ごとに実施していた防災訓練は、地域協議会を中心とした小学校区ごとの防災訓練に開催方法を変更し、地域の連携を図っています。今後も継続してより多くの市民に訓練へ参加していただき、自助・共助の認識を高め、地域で支え合う風土を醸成する必要があります。
- 大規模な災害が発生した際には、迅速な復旧・復興を進める必要があります。そのため、平時から愛知県をはじめ、他自治体や民間団体、事業所などとの連携を強化する必要があります。

##### ◆基本施策の目的及び状態指標

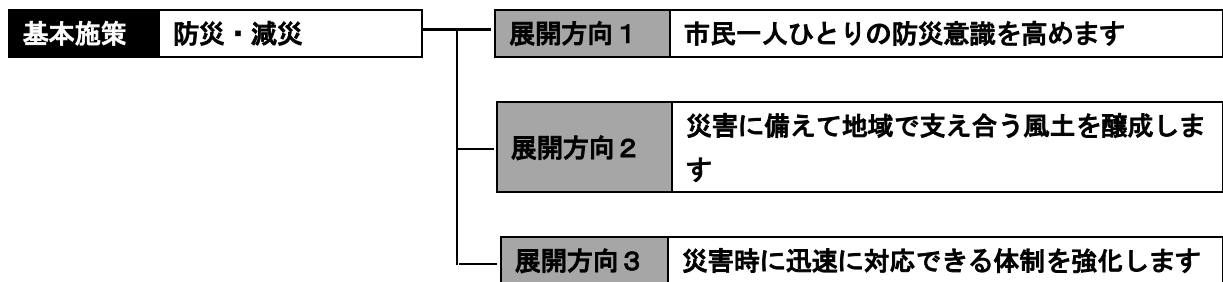
###### 【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

市民自らが災害に備えるとともに、地域住民がお互いに顔の見える関係を構築することで、災害発生時に地域が一体となって被害を最小限に抑えられるまちにします。

###### 【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
自然災害による死傷者数	0人 (令和4年度)	→

## ◆基本施策の体系



## ◆展開方向1：市民一人ひとりの防災意識を高めます

## 【目標】

○災害時に市民一人ひとりが迅速かつ適切な行動ができるよう、日頃から防災・減災の意識を高めます。

## 【手段】

○防災訓練時や広報こまき、ホームページ、SNSなどの機会を通じて、日頃から災害に備えておく重要性を普及啓発するとともに、避難所情報を周知します。

○防災ガイドブックやSNSなどの活用を通じて災害情報を分かりやすく迅速に伝達します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
水や食料品などの災害用備蓄品を備蓄している市民の割合	54.3% (令和3年度)	↑
家具の転倒防止などの措置をしている市民の割合	40.0% (令和3年度)	↑
避難所を知っている市民の割合	76.0% (令和3年度)	↑
市の公式LINEで災害情報のセグメントを登録している市民の数	—	↑

## ◆展開方向2：災害に備えて地域で支え合う風土を醸成します

## 【目標】

○災害時に地域住民が支え合い、助け合う風土を醸成します。

## 【手段】

○女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人市民など、多様な視点を踏まえた内容に見直した防災訓練を推進します。

○実践的な地区防災訓練などを通して、地域協議会・自主防災会への指導を行います。

○小牧市自主防災会活動支援補助金を活用することで、地区住民が主体となった防災対策を支援します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
防災訓練への参加者数	2,187人 (令和4年度)	↑
災害時外国人支援ボランティアが防災訓練に参加した学校数	6校 (令和4年度)	↑
小牧市自主防災会活動支援補助金の活用団体数	94団体 (令和4年度)	↑

## ◆展開方向3：災害時に迅速に対応できる体制を強化します

## 【目標】

○災害時に被害を最小限にとどめ、適切な復旧・復興対策を講じることができる体制を構築します。

## 【手段】

- 市職員向けの研修や訓練を実施します。
- 避難所の環境を整備します。
- 他自治体や民間企業との相互連携や協定締結を推進します。
- 企業に対し、業務継続計画（BCP）を作成するよう周知を行います。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市職員向けの研修・訓練回数	7回 (令和4年度)	↑
災害時に備えた関係団体との研修回数	7回 (令和4年度)	↑

## 基本施策2 交通安全・防犯

### ◆現況と課題

- 全国の交通事故発生件数は平成16（2004）年以降、交通事故死者数は平成4（1992）年以降、減少傾向が続いています。今後も自動車の安全性能の向上などにより、交通事故発生件数及び交通事故死者数の減少が見込まれる一方、高齢化の進展により、高齢者が被害者や加害者となる事故の増加が危惧されます。
- 幼児期からの交通安全教育を実施するとともに、事故に遭いやすい高齢者の交通安全意識の向上と交通ルールを遵守するよう啓発することが必要です。また、自転車による交通事故の増加が危惧されることから、被害者にも加害者にもならないための交通ルール遵守と、ヘルメット着用を促進する必要があります。
- 全国の刑法犯認知件数は平成14（2002）年をピークに減少傾向が続いています。本市でも同様に減少傾向が続いていましたが、令和4（2022）年の刑法犯認知件数は前年比で49件増加しています。刑法犯認知件数のうち、窃盗犯が全体の約7割を占めており、自転車盗や車上ねらいなど身近な犯罪が多発していることから、市民の防犯意識の向上と犯罪が起こりにくい環境の整備が必要です。
- 近年、消費者トラブルに関する相談件数は、減少傾向にあります。年齢階層では、70歳以上の高齢者が上位を占めています。また、令和4（2022）年4月からの成年年齢引き下げを踏まえ、若年層の消費者トラブルを未然に防止できるよう、ICTを活用した情報発信や早い段階からの消費者教育を行うなど、効果的・効率的に幅広い年齢層を対象とした消費者教育の充実が必要です。

### ◆基本施策の目的及び状態指標

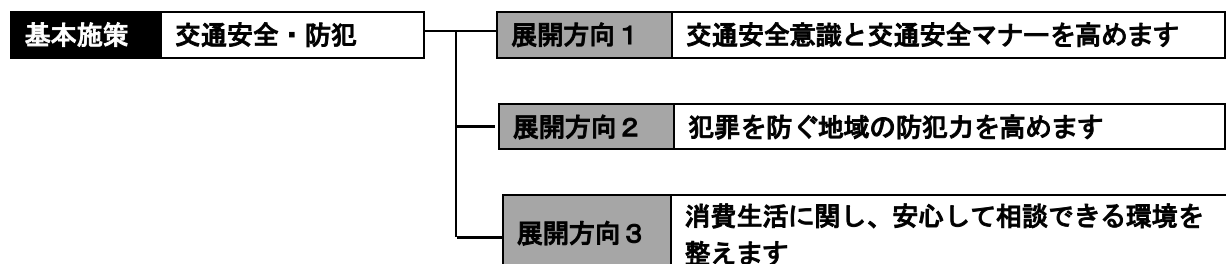
#### 【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

交通事故や犯罪、消費者トラブルの被害者や加害者になることがないように、すべての市民が安全・安心に暮らせるまちにします。

#### 【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
人身事故件数	541件 (令和4年度)	↓
刑法犯認知件数	874件 (令和4年度)	↓
消費生活センターで把握した消費者トラブルの件数	921件 (令和4年度)	↓

### ◆基本施策の体系



## ◆展開方向1：交通安全意識と交通マナーを高めます

## 【目標】

○自動車運転者、自転車利用者及び歩行者の交通安全意識と交通マナーを高めます。

## 【手段】

- 幼児・児童を対象に、自転車乗車時や歩行時に交通ルールを守った行動ができるよう、保育園、幼稚園、小学校で交通安全教室を開催します。
- 運転能力の確認や歩行時の交通ルールに対する認識を深め、被害者にも加害者にもならないよう、高齢者を対象とした出前講座を開催します。
- 地元企業と協力し、交通量の多い道路などで立哨活動を行い、走行中のドライバーに交通安全や安全運転を啓発する活動を実施します。
- 自転車利用の多い高校生を中心に、警察や学校と協力して自転車利用に関する交通マナーを啓発する活動や、交通ルールへの理解を深める自転車交通安全教室を開催します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
交通安全教育への参加者数	3,171人 (令和4年度)	↑
啓発活動などへの参加企業数	4社 (令和4年度)	↑
交通安全対策事業への高齢者の参加者数	251人 (令和4年度)	↑
自転車に乗る時にヘルメットを着用している割合	7.1% (令和3年度)	↑

## ◆展開方向2：犯罪を防ぐ地域の防犯力を高めます

## 【目標】

○防犯意識の向上と地域による防犯体制を強化します。

## 【手段】

- 市民の年代に応じた防犯教育や防犯訓練を実施します。
- 市内で発生した犯罪に関する情報を迅速に周知徹底するとともに、各防犯パトロール団体への支援などを通して地域が主体となった具体的な防犯対策の実施を促します。
- 犯罪が他人事ではなく、身近で起きていることを認識してもらうため、出前講座や街頭及び市内企業への啓発活動、広報やホームページ、SNS等を通じた情報発信を行います。
- 地域と連携して、通学路や住宅街の暗がりなどの必要な場所に防犯灯や防犯カメラの設置を促進します。
- 高齢者を対象に特殊詐欺の最新手口や有効な対策を、出前講座や広報、SNS等で周知します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
空き巣、忍び込み防止対策をしている市民の割合	51.0% (令和3年度)	↑
自動車盗、部品ねらい、車上ねらいの防止対策をしている自動車の所有者の割合	39.0% (令和3年度)	↑
防犯カメラ設置数	746台 (令和4年度)	↑
防犯教育や防犯訓練への参加者数	313人 (令和4年度)	↑

## ◆展開方向3：消費生活に関し、安心して相談できる環境を整えます

## 【目標】

○すべての市民が安全で安心な消費生活を送ることができるよう、正しい知識を広め、習得を促し、消費生活に関連する多様化するトラブルについて、あらゆる年代の方が相談しやすい体制を整えます。

## 【手段】

- 広報やホームページ、SNS、チラシの活用など多くの媒体を通じて注意喚起や必要な情報を提供するとともに、消費生活センターの存在を周知することで、トラブル事例とその解決策への道順を示し、センターの認知を向上させ活用を促します。
- 高齢者などの消費者被害を未然に防止し、早期発見につなげ拡大防止するため、見守りを担う関係機関に情報提供と知識の習得を図ります。
- 市内の小・中学校に対し、出前講座などの消費者教育を実施し、適切な行動に結びつける知識の育成に努めます。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
消費生活センターを知っている市民の割合	58.5% (令和3年度)	↑
高齢者の見守り支援関連団体への啓発実施回数	2回 (令和4年度)	↑
小・中学校を中心とした若年層への啓発実施回数	— (令和4年度)	↑

## 基本施策3 消防・救急

### ◆現況と課題

- 全国的に住宅火災による死者の多くは65歳以上の高齢者です。高齢者人口は当分の間、増加することが予想されており、本市においても住宅火災による死者の増加が想定されることから、高齢者を対象とした火災予防対策を強化する必要があります。
- 本市の救急出動件数は、今後、高齢化の進展等により増加していくと予想される中、救急車の適正利用を促すため、救急車を安易に利用しないよう求めていくとともに、心筋梗塞や脳卒中など命に関わる傷病は躊躇せず救急要請するよう働きかけを行うなど、この両面をバランスよく啓発する必要があります。
- 救急車の現場到着所要時間は年々延伸傾向にあり、救命率向上を目指すために現場到着所要時間を短縮に努める必要があります。
- 救急車への救急救命士搭乗率100%と一定の救急救命士数を維持していく必要があります。
- 消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害など多数の動員を必要とする大規模災害時にも非常に重要な役割を果たしており、市としても、活動拠点となる消防団車庫を整備するなど、環境改善を図っていますが、近年、団員確保に苦慮していますので、新規入団者を確保するための取組を強化する必要があります。

### 【関連計画等】

- ・救急業務高度化推進計画（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）

### ◆基本施策の目的及び状態指標

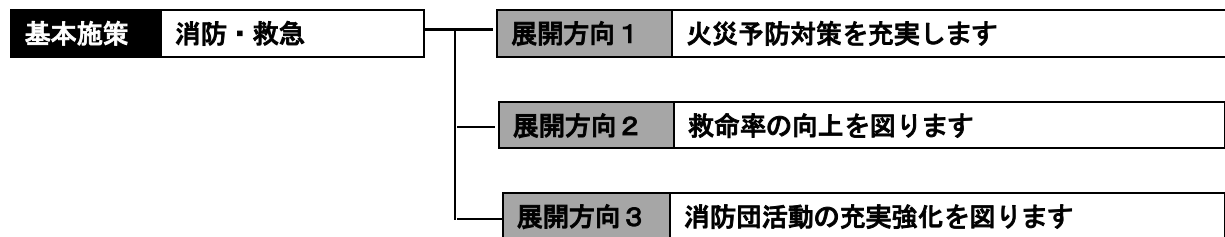
#### 【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

消防・救急体制及び防火安全対策を強化し、災害や事故から市民の生命、身体及び財産を守ることができるまちにします。

#### 【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
建物火災による死者数（放火自殺者を除く）	1人 (令和4年)	↓
建物火災による負傷者数（放火自殺者を除く）	4人 (令和4年)	↓
建物火災の発生件数	18件 (令和4年)	↓
救命率	5.1% (令和4年)	↑

## ◆基本施策の体系



## ◆展開方向1：火災予防対策を充実します

## 【目標】

○住宅や事業所の火災を未然に防止するとともに、いざという時に火災の延焼を最小限にとどめます。

## 【手段】

○住宅用火災警報器の普及啓発を進めます。

○消防職員が一般家庭を訪問し、住宅用火災警報器が適正に設置されているかを確認します。

○特定防火対象物における重大な消防法令違反に対する是正指導を進めます。

○防火管理や防災管理、定期点検など、消防法に基づく必要な届出がされていない事業所に対する手続きを促し、必要に応じて立入検査を実施します。

○新設公園に耐震性の防火水槽を設置するとともに、老朽化した防火水槽の耐震改修を進めます。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
住宅用火災警報器の条例適合設置率	72.0% (令和4年度)	↑
重大な消防法令違反の特定防火対象物数	0棟 (令和4年度)	→
耐震性防火水槽の割合	39.3% (令和4年度)	↑

## ◆展開方向2：救命率の向上を図ります

## 【目標】

○救急車の適正利用や適切な応急手当ができる市民を増やすこと等で救命率を高めます。

## 【手段】

○市内小・中学校の教員に応急手当普及員の資格を取得してもらい、授業の一環として救命入門コースを開催できるようにします。あわせて資器材の貸し出し等のサポートをします。

○救急車の適正利用を促すため、緊急性が高い症状の動画などを作成し、幅広い広報の実施を継続します。

○救急救命士搭乗率100%を維持するとともに、救急救命士の育成・教育を継続します。

○現場到着所要時間の短縮に向けた取組として、指令時間の短縮や救急車増台に伴う運用方法の見直しを検討します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
救命講習及び救命入門コースの受講者数	2,427人 (令和4年)	↑
心肺停止傷病者に対する市民の応急手当実施率	64.6% (令和4年)	↑
救急車への救急救命士の搭乗率	100% (令和4年)	→
救急車の現場到着所要時間	8.3分 (令和4年)	↓



## ◆展開方向3：消防団活動の充実強化を図ります

## 【目標】

○地域防災体制の中核である消防団の活動及び体制を強化します。

## 【手段】

○消防団加入促進事業を積極的かつ継続的に展開します。

○消防団訓練会、救命講習、署団合同訓練をはじめ、様々な教育訓練への参加を促し、消防団員の資質向上を目指すとともに、自主防災組織との連携強化を図ります。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
消防団員の定員に対する充足率	100% (令和5年度)	→
消防団員が訓練に参加した延べ人数	2,439人 (令和4年度)	↑

## 基本施策4

## ごみ・資源・エネルギー

## ◆現況と課題

- 不適正排出者の約3割は外国人で、指導件数の統計を開始した平成29（2017）年度から現在に至るまで変わっていません。外国人を含む不適正排出は、分別方法を知らない、内容を理解できないことが要因で、地域のごみ集積場に回収されないごみが放置されています。
- ごみを出さない、再利用するといった3Rから、Refuse（断る）とRepair（修理）の2つを加えた5R（Refuse=断る、Reduce=発生抑制、Reuse=再使用、Repair=修理、Recycle=再生利用）を市民や事業者との連携・協力のもと実践し、環境への負荷が少ない「資源循環型社会」の実現を目指す必要があります。
- プラスチックごみによる海洋汚染などの新たな環境問題を踏まえ、社会経済情勢に対応したごみ・資源の発生抑制や分別・リサイクルの取組を検討し、「脱プラスチック」の推進を図る必要があります。
- 資源を含む家庭系ごみと事業系一般廃棄物のごみ量は、令和4（2022）年度は約42,600tで、ピークである平成12（2000）年度の約64,000tから7割弱にまで減少しました。ごみの総量に占める資源の割合を示すリサイクル率は36.5%となり、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度まで県内1位になるなどリサイクル率は高水準で推移しています。しかし、燃やすごみの内訳調査（乾ベース）では、紙・布類が約53%、木・草類が約14%を占め、いまだリサイクルできるものが多量に排出されています。
- 令和2（2020）年度時点で、市内における温室効果ガス排出量の割合は、産業部門が57%、運輸部門が16%、業務その他部門が15%、家庭部門が12%となっています。
- 今後も行政が率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組むのはもちろんのこと、市民や事業者による自主的な省エネ・再エネ・蓄エネの取組を促進し、市全体でカーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。
- 近年、世界規模で甚大化・激甚化している自然災害など、気候変動の影響を少なくするためには、温室効果ガス排出量の削減を行う「緩和策」と、気候変動の影響に備えた暮らしや社会の仕組づくりを行う「適応策」の両輪で取り組んでいく必要があります。
- 本市は令和3（2021）年6月に、令和32（2050）年を目途に二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、その実現に向けて市民や事業者などと一体となって取り組んでいます。

## 【関連計画等】

- ・小牧市ごみ処理基本計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）
- ・小牧市生活排水処理基本計画（平成28（2016）年度～令和12（2030）年度）
- ・小牧市一般廃棄物処理実施計画（令和5（2023）年度～令和5（2023）年度）
- ・小牧市分別収集計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）
- ・小牧市災害廃棄物処理計画（平成29（2017）年11月策定（令和5（2023）年3月改定））
- ・第三次小牧市環境基本計画（令和2（2020）年度～令和12（2030）年度）

## ◆基本施策の目的及び状態指標

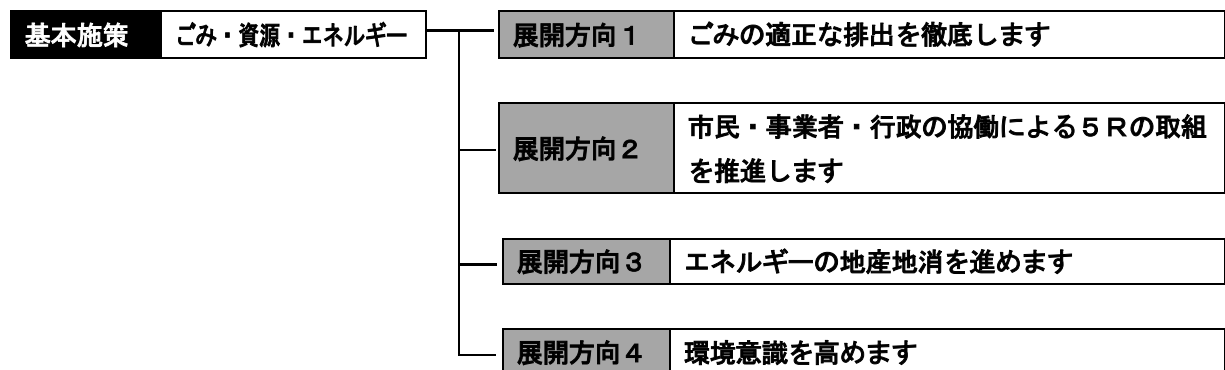
## 【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

カーボンニュートラルの実現に向けて、市民・事業者・市が自ら積極的に取り組むとともに、協働による5Rを通じた資源循環型社会を構築します。

## 【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
1人1日当たりのごみの排出量（家庭系ごみ）	439.2g (令和4年度)	↓
事業系ごみの年間排出量	10,530t (令和4年度)	↓
市内温室効果ガス排出量	1,968千t-CO <sub>2</sub> (令和元年度)	↓

## ◆基本施策の体系



## ◆展開方向1：ごみの適正な排出を徹底します

## 【目標】

○ごみ集積場における期日外排出や分別不良ごみをなくします。

## 【手段】

○ごみの出し方についてのパンフレットの配布、広報こまき、出前講座、SNS、アプリなど、あらゆる媒体を活用してごみ出しルールの周知徹底を図ります。

○特に不適正排出が目立つ外国人の雇用が多い事業者などに、出前講座を利用してもらえるよう働きかけます。

○ごみ集積場を清潔に保ちつつ、不適正なごみが排出された時には迅速に収集・指導を行います。

○身近な人の協力を得ることができず、ごみ排出が困難な世帯に、適正な排出のためのごみ出しルールの指導と個別収集により排出を支援します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
ごみ出しルールを守っている市民の割合	96.6% (令和3年度)	↑
不適正排出を行っている外国人市民の人数	97人 (令和4年度)	↓
特別収集の受付件数	907件 (令和4年度)	↓
こまやか収集実施世帯数	358世帯 (令和4年度)	↑

## ◆展開方向2：市民・事業者・行政の協働による5Rの取組を推進します

## 【目標】

○資源循環型社会の構築に向け、市民・事業者・行政との協働による5Rの取組を推進し、再資源化率を高めるとともにごみの減量化を進めます。

## 【手段】

○生ごみの減量の啓発、古紙類や剪定枝類などの再資源化を推進します。

○地域住民や団体による自主的な資源回収活動を支援します。

○事業系ごみの減量化や再資源化を促進するため、市内事業者に対し必要な指導を行います。

○家庭から排出されるプラスチックごみの削減・再資源化を図るための調査・研究を行い、市民の利便性に配慮した脱プラスチックを推進する仕組みを構築します。

○出前講座や小学校副読本などを活用し、ごみ減量の推進のみならず、不法投棄やプラスチックごみ削減などの環境教育を行い、意識改革につなげます。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
再資源化率	36.5% (令和4年度)	↑
再資源化施設で処理された事業系ごみの量	4,283 t (令和4年度)	↑

## ◆展開方向3：エネルギーの地産地消を進めます

## 【目標】

○家庭をはじめ、産業、運輸、行政を含む業務その他の各部門における、省エネルギー型機器や再生可能エネルギーなどの導入促進と有効活用を図り、エネルギーの地産地消を進めます。

## 【手段】

○住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金など、市補助制度の拡充及び見直しを定期的に行います。

○国・県など公的機関による補助制度をとりまとめて、市内事業者等が活用できるよう周知します。

○公共施設の省エネルギー型機器、太陽光発電設備等の導入を進めます。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
地球温暖化対策設備の設置補助件数（累計）	854件 (令和4年度)	↑
事業者に対する省エネルギーの支援件数（累計）	23件 (令和3年度)	↑
公共施設のエネルギー消費量（原油換算）	12,054k1 (令和4年度)	↓
太陽光発電設備導入施設数	49施設 (令和4年度末)	↑

## ◆展開方向4：環境意識を高めます

## 【目標】

○市民の環境意識を高め、実践につなげます。

## 【手段】

○子どもへの環境教育をはじめ、幅広い世代が環境について学ぶ機会の充実を図り、環境にやさしい持続可能なライフスタイルの普及・啓発を進めます。

○広報・ホームページなどで、適切な情報を提供します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
小・中学生の環境にやさしい生活の達成基準（エコライフチェックシート）	69.1% (令和3年度)	↑
日頃から省エネルギーを意識した行動を実践している市民の割合	69.9% (令和3年度)	↑

## 基本施策5

## 自然・生活環境

## ◆現況と課題

- 市内の東部地区には、県の天然記念物に指定されているマメナシの自生地やふれあいの森など、将来の世代に継承すべき貴重な自然環境が存在しています。しかし、近年は地球温暖化による気候変動や樹木の伐採、外来生物の侵入などの要因により、古来から存続してきた自然環境の悪化や、在来生物の減少などの問題が発生しています。
- 人と自然が共生するまちの実現に向け、本市固有の貴重な自然を保全し、かつ日本古来の在来生物を守り生態系を維持する、生物多様性の取組の強化を図ることは今後の重要な課題となっています。
- 本市は、工業の発展により、豊かな地域経済社会が形成されている一方、日々の経済活動が要因となり、騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁など様々な公害が発生しています。市民から寄せられた公害苦情件数は、令和4（2022）年度で170件を超えており、種類別に見ると大気汚染が最も多く、以下、騒音、悪臭、水質汚濁の順となっています。市民がより快適に日常生活を送ることができるよう、これらの公害防止に努める必要があります。
- ポイ捨てや不法投棄は、市民の排出の利便性を高めてきたことや監視カメラの設置、夜間パトロールの実施などの地道な防止・啓発活動の成果により、ピーク時である平成20（2008）年度の3分の1程度まで減少しています。今後も防止対策を徹底していくとともに、地域住民や事業者と連携し、環境美化活動を進めていく必要があります。

## 【関連計画等】

- ・第三次小牧市環境基本計画（令和2（2020）年度～令和12（2030）年度）

## ◆基本施策の目的及び状態指標

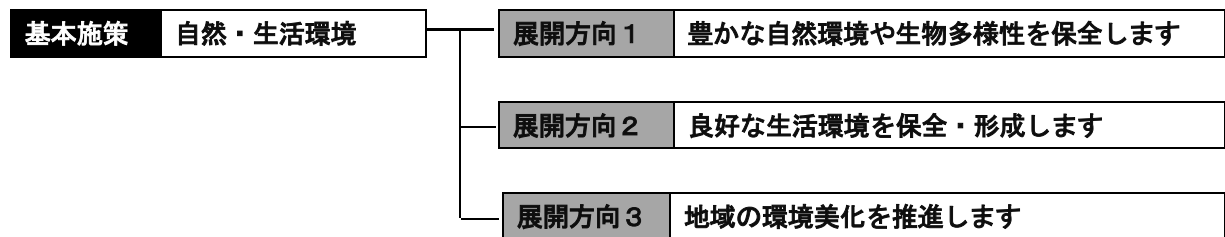
## 【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

自然との共生及び大気や水などの身近な地域環境の良好な状態を保持し、ごみのポイ捨てなどが無い快適で住みやすいまちにします。

## 【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
大気汚染に係る環境基準達成項目数（全4項目）	3項目 （令和3年度）	↑
水質汚濁に係る環境基準達成項目数（全5項目）	4項目 （令和3年度）	↑
公害苦情発生件数	179件 （令和4年度）	↓
回収した不法投棄のごみの量	24t （令和4年度）	↓

## ◆基本施策の体系



## ◆展開方向1：豊かな自然環境や生物多様性を保全します

## 【目標】

○本市に古来から存在する豊かな自然や在来種を守り、次世代に継承します。

## 【手段】

○市民、とりわけ将来を担う若年層への環境意識の高揚につながる啓発事業を実施します。

○特定外来生物を駆除し、在来生物を守ることの大切さをPRするため、特定外来生物であるオオキンケイギクの駆除事業を継続します。

○環境フェアなどで外来生物の問題を啓発するコーナーを設けることで市民への周知を図ります。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
自然環境学習（水生生物調査など）の実施回数	6回 (令和4年度)	↑
特定外来生物の駆除活動実施回数	3回 (令和4年度)	↑

## ◆展開方向2：良好な生活環境を保全・形成します

## 【目標】

○市民や事業所と協力し、より住みやすい生活環境を整えます。

## 【手段】

○市内の企業に対し、環境保全協定の締結を促します。

○単独処理浄化槽から、より環境にやさしい合併処理浄化槽へ転換する市民への補助のさらなる充実を図ります。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
環境保全協定締結事業所数（累計）	26件 (令和4年度)	↑
合併処理浄化槽への転換補助基数（累計）	9基 (令和4年度)	↑

## ◆展開方向3：地域の環境美化を推進します

## 【目標】

○ポイ捨てや不法投棄のない快適で清潔な生活環境を保持します。

## 【手段】

- 不法投棄等の多い地区に、ナイトポリスや監視カメラを設置するとともに、廃棄物適正処理指導員等による巡回を強化するなど、不法投棄の防止対策を講じます。
- 市民や事業者などから構成される団体等と連携して、地域の活動者が監視役となることで、不法投棄等を防ぎます。
- 地区の大掃除、アダプトプログラムやクリーンアップ事業など、市民や事業者などの自主的な環境美化活動を支援します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
アダプトプログラム活動者数	15,186人 (令和4年度)	↑
クリーンアップ事業活動者数	36,768人 (令和3年度)	↑



### 3 教育・子育て

#### 基本施策 11 学校教育

##### ◆現況と課題

- 令和2（2020）年度から小学校で、また、令和3（2021）年度から中学校で全面実施された新しい学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力として「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育む教育が求められています。
- 本市では児童生徒同士、児童生徒と教員の関わりを重視した「学び合う学び」をさらに推進します。
- 児童生徒の健やかな成長を支援する上で、不登校、いじめ、非行等に対する取組の充実や日本語指導が必要な児童生徒に対する体制の強化が必要です。
- 学校給食では、アレルギー対応の確実な実施や基本的な衛生管理を徹底するとともに、食育によりこどもの頃から望ましい食生活を確立する必要があります。
- 学校教育では ICT を最大限活用することで「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することが求められており、操作性に優れた端末や高速通信ネットワークなど、ICT 教育環境を充実する必要があります。また、こどもたちが主体的・自律的に ICT を活用して、学びを充実できるように、教員の ICT 活用指導力の向上を図る必要があります。
- 老朽化が進む学校施設は、規模が大きく、更新や維持管理に多額の費用を要することから、施設の適正な維持管理を行うとともに、計画的に大規模改修や改築を進める必要があります。
- 本市におけるこどもの数が減少傾向である中、学校の適正規模・適正配置や、こどもたちにとってより望ましい教育環境の基本的な考え方を整理した上で、計画的に教育環境の整備を進める必要があります。
- 米野小学校は、施設の老朽化と児童数の増加による教室数の不足に対応するため、改築を進めています。
- 体育館の空調機の設置については、学校活動におけるこどもたちの熱中症予防や、災害時の避難所活用の観点からも、整備手法を検討する必要があります。
- 本市は自動車の交通量が多く、より一層の安全対策が必要なことから、関係機関との連携を密にとりながら、通学路の危険箇所の把握と安全対策を進める必要があります。

##### 【関連計画等】

- ・小牧市教育大綱（平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度）
- ・小牧市教育振興基本計画（平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度）
- ・第 2 次小牧市学校教育 ICT 推進計画（令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）
- ・小牧市学校施設長寿命化計画（令和 2（2020）年度～令和 28（2046）年度）

## ◆基本施策の目的及び状態指標

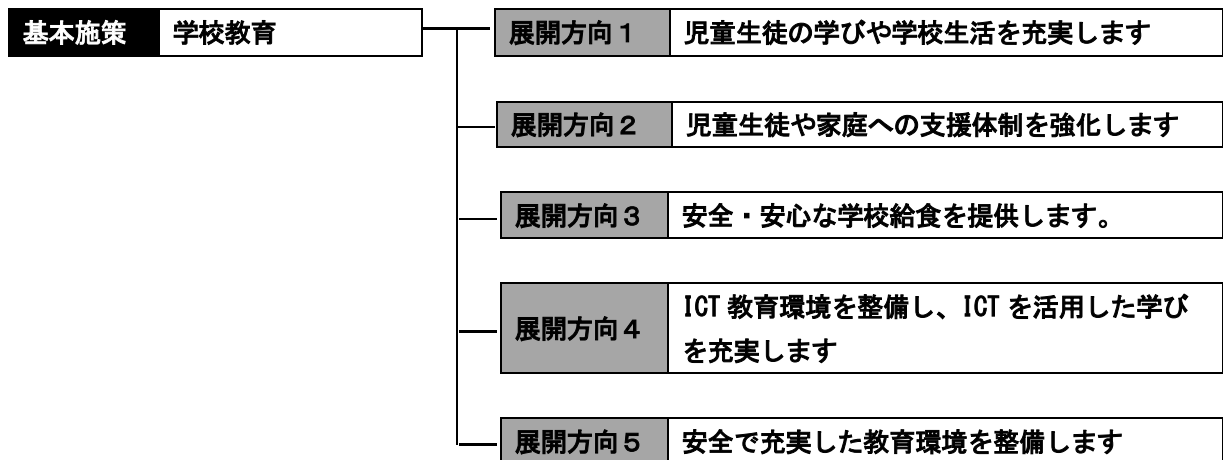
## 【基本施策の目的（目指すまちな姿）】

小牧市の未来を担うこどもたちが、夢を育み、安全・安心な学校生活を送ることができる教育環境を整えるとともに、こどもたちの温かな心の源となる「愛」と、自らを高める意志の源となる「夢」、社会をたくましく生き抜くことができる「生きる力」を育てるまちにします。

## 【まちな状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
学校が楽しいと思うこどもの割合	91.0% (令和4年度)	↑
不登校児童生徒数	631人 (令和4年度)	↓
児童生徒の登下校中の交通事故件数	6件 (令和4年度)	↓
学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと感じている児童生徒の割合	—	↑

## ◆基本施策の体系



## ◆展開方向1：児童生徒の学びや学校生活を充実します

## 【目標】

- 自他を愛する心を大切にできる人、“知・徳・体”をバランスよく育て、自ら成長と発達を続けることで、変化の激しい社会をたくましく生きることのできる人を育成します。

## 【手段】

- すべての子どもたちに、次代に必要な「知識・技能・思考力・判断力・表現力・学びに向かう力等」の資質・能力を育む教育を進めるため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の充実に取り組みます。
- 新たな時代に対応できるよう、教職員の研修を幅広く行います。
- 新たな時代の対応をスムーズに取り入れられるよう、ゲストティーチャーの活動を検討します。
- 教職員が心身ともに健康な状態で、誇りや情熱を失うことなく、児童生徒と向き合えるよう、働き方改革を推進し多忙化を解消します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
自分の考えを伝えようとしている児童生徒の割合	—	↑
授業において友達の考えを聴こうとしている児童生徒の割合	—	↑
夏季教職員研修で「大変ためになった」と答えた教職員の割合	66.8% (令和4年度)	↑
ゲストティーチャーによる活動回数	183回 (令和4年度)	↑
勤務時間外の在校時間が月80時間を超過している教職員の割合	10.2% (令和4年度)	↓

## ◆展開方向2：児童生徒や家庭への支援体制を強化します

## 【目標】

- 児童生徒一人ひとりに寄り添い、さまざまな困難を抱える児童生徒やその保護者への支援体制を強化します。

## 【手段】

- スクールソーシャルワーカーや学校生活サポーターなどによる支援を強化します。
- 各校での各支援員に対する理解度を深め、連携して早期にケースに対応できるよう、学校と関係機関（警察・児童相談所・福祉事務所・市役所関係部署など）の連携を密にします。
- 日本語指導が必要な児童生徒を支援するため、語学相談員などによる支援を強化するとともに、市民活動団体との協働に取り組みます。
- 新たな日本語初期教室の整備検討を行います。
- 経済的理由で就学・進学が困難な児童生徒やその保護者に対する支援を行います。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
スクールソーシャルワーカーの支援により、状況が改善した件数	170件 (令和4年度)	↑
いじめの解消率（小学校）	67.8% (令和4年度)	↑
いじめの解消率（中学校）	52.5% (令和4年度)	↑
不登校児童生徒のうち、登校できるようになった者及び良い変化があった者の割合	25.5% (令和4年度)	↑
語学相談員一人当たりの児童生徒数	46.9人 (令和4年度)	↓

## ◆展開方向3：安全・安心な学校給食を提供します

## 【目標】

○すべての児童生徒に安全な学校給食を提供するとともに、学校給食を通じた食育を推進します。

## 【手段】

- 衛生管理を徹底し、安全でおいしい学校給食を提供します。
- 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせます。
- 地産地消の品目や回数の増加を図ります。
- 食物アレルギーへの適切な対応に努めます。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
残食率	9.27% (令和4年度)	↓
食育の一環として学校給食に地元食材を使用した回数	221回 (令和4年度)	↑
学校で行った食育の回数	94回 (令和4年度)	↑
食物アレルギーによる事故件数	2件 (令和4年度)	↓

## ◆展開方向4：ICT教育環境を整備し、ICTを活用した学びを充実します

## 【目標】

○安全で快適なICT教育環境を整備し、学校と保護者の共通理解のもと、ICTを活用することで子どもたちの学ぶ力を育てます。

## 【手段】

- モバイル性に優れ、使い勝手の良い児童生徒用端末を整備するとともに、学習者用デジタル教科書及びAI型ドリル教材など、教育効果が高い教育ソフトウェア・デジタル教材を導入します。
- 校内ネットワーク機器を更新し、高速で安定した通信環境を整備します。
- ICT活用に関する教育活動や情報モラル教育の推進について、保護者連絡アプリなどを通じて啓発します。
- 子どもたちの発達段階に応じて、体系的にデジタル・シティズンシップ教育を充実します。
- ICT支援員を配置し、ICT活用の各種支援や授業実践事例等の蓄積・情報共有を行います。
- ICT活用に関する教員研修を計画的・定期的を実施します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
ICTを効果的に活用して授業をしている教員の割合	80.0% (令和4年度)	↑
1日1回以上タブレットを活用しているクラスの割合	60.4% (令和5年度)	↑
学習者用デジタル教科書を活用している児童生徒の割合	—	↑
普通教室のインターネット通信速度（授業時）	—	↑

## ◆展開方向5：安全で充実した教育環境を整備します

## 【目標】

○子どもたちがのびのびと成長していく学校生活を送れるよう、安全で充実した教育環境を整備します。

## 【手段】

- 本市における学校施設の適正規模・適正配置や、子どもたちにとってより望ましい教育環境の基本的な考え方を整理した「(仮称)小牧市新たな学校づくり推進計画」を策定します。
- 老朽化・狭あい化している米野小学校を早期に建て替えます。
- 職員室や保健室などの管理諸室の空調機が設置から20年前後経過しており、修繕対応が出来なくなっていることから、計画的に更新を行います。
- 体育館の空調機の設置については、学校活動における子どもたちの熱中症予防や、災害時の避難所活用の観点からも、整備手法を検討します。
- 全小中学校のトイレの洋式化の早期完了を目指し、国庫補助金などの財源を確保しながら、小中学校のトイレ改修工事を計画的に行います。
- 安全な通学路を通行できるよう、「小牧市通学路交通安全プログラム」に基づく関係機関と連携した通学路の合同点検による危険箇所の把握と安全対策を毎年度実施します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
施設維持管理上の不備による児童生徒の事故件数	0件 (令和4年度)	→
トイレの洋式化率	76.8% (令和4年度)	↑
通学路の安全対策実施件数	10件 (令和4年度)	↑

## 基本施策 12 出会い・結婚・子育て支援

### ◆現況と課題

- 我が国における少子化の進行や人口減少は深刻さを増し、国として早急な対応が必要な状況です。少子化の主な原因は、若い世代での未婚率の上昇（未婚化）や初婚年齢の上昇（晩婚化）の影響が大きいと言われています。そのため、結婚や出産に対する個人の選択や価値観を尊重しつつ、出会いの場の創出から結婚に至り、新生活を始めるための支援、そして妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することで、本市として実行可能な少子化対策を実施していく必要があります。
- 妊娠届出数に占める特定妊婦の割合は年々増加しています。
- 近年、本市でも少子化によりこどもの数は減少しているものの、核家族世帯の増加や共働き世帯の増加、特に、子育て世代である20～49歳にかけての既婚女性の労働力率の上昇により、子育て支援に対する各家庭のニーズは多様化しています。多様なニーズを踏まえ、子育て世帯が働きながら安心してこどもを育てることができる支援体制をさらに整え、それぞれの家庭の実情に応じ適切な支援を行っていくことが求められています。また、保護者の就労にかかわらず、小学生の安全・安心な放課後の居場所を確保するため、小牧市版放課後子ども総合プランを全小学校での実施を進めています。
- 地域のつながりの希薄化が進む中、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し情操を豊かにすることを目的として各地域に設置された児童館には、近年、家庭や学校に居場所がないこどもたちの『第3の居場所』としての役割も求められています。また、地域における子ども会活動は、異年齢のこどもたちが様々な活動や遊びを通じて、自主性や社会性を育む場であり、活動継続への支援が必要です。
- 本市が令和4（2022）年度に実施した『「少年の生活意識と行動」の実態調査報告書』によると、「隣に住んでいる人をあまり知らない」「隣に住んでいる人をほとんど知らない」と回答したこどもがいるなど、地域におけるつながりの希薄さが見受けられることから、地域で気持ちの良いあいさつを交わすなど、地域ぐるみでこどもの健やかな育ちを応援できる体制を整えていく必要があります。
- 児童虐待の認知件数は増加傾向にあり、今後も児童相談センター、警察、学校、保育園や幼稚園などの関係機関だけではなく、住民を含めた地域全体が協力・連携して児童虐待の早期発見に努めることが重要です。また、児童虐待のみならず、子育てに関する相談内容は年々複雑化・多問題化していますので、関係各所の連携が重要です。

### 【関連計画等】

- ・第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）
- ・小牧市児童虐待対策基本計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）

#### 離婚件数

H30：393件、R1：404件  
R2：350件、R3：339件

## ◆基本施策の目的及び状態指標

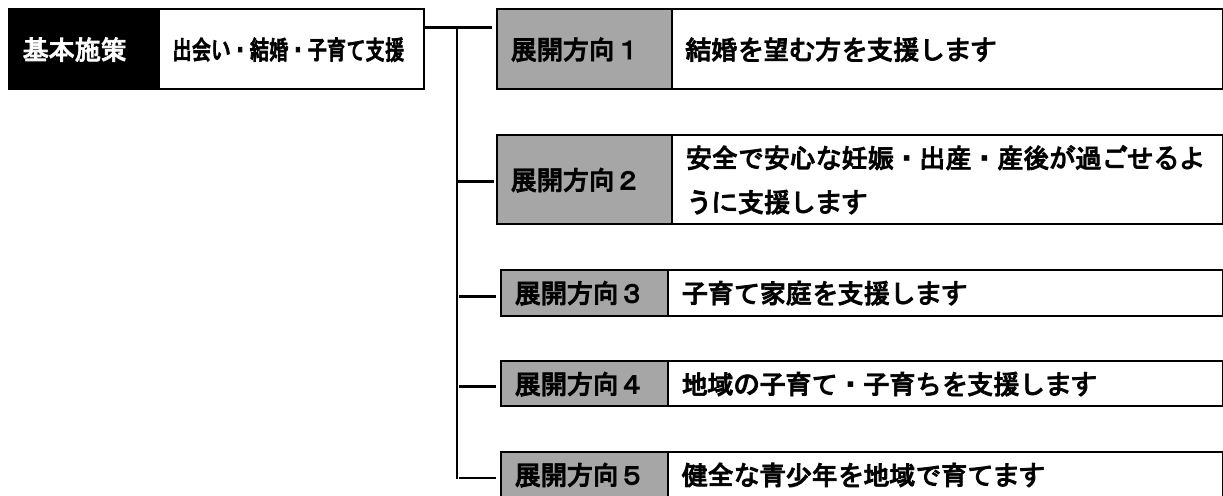
## 【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージにおいて、必要な支援があることで、安心して家族を持ち、子育てできるまちを目指します。

## 【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）	4.1% （令和3年）	→
合計特殊出生率	1.23 （令和2年）	↑
安心して子育てができるまちだと思う保護者の割合	89.6% （令和3年度）	↑
児童館利用者数	543,459人 （令和4年度）	↑

## ◆基本施策の体系



## ◆展開方向1：結婚を望む方を支援します

## 【目標】

○結婚を望む方への出会いの機会の提供及び経済的負担の軽減を図ることで、結婚を望む方への支援を強化します。

## 【手段】

- 結婚を望む方が、結婚、出産、子育ての将来のライフデザインを、希望を持って描けるよう、ライフイベントについて考える機会となるセミナーなどを開催します。
- 婚活イベントなど結婚に向けた出会いの機会・場を提供します。
- 結婚に対する不安や悩みに対する相談支援などを行います。
- 経済的不安から結婚を躊躇する方の不安を軽減するよう経済的支援を行います。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
結婚支援事業への参加者数	—	↑
結婚新生活支援補助金の交付件数	—	→

## ◆展開方向2：安全で安心な妊娠・出産・産後が過ごせるよう支援します

## 【目標】

○安全で安心な妊娠・出産・産後を支援し、育児のより良いスタートをきることができる環境を整えます。

## 【手段】

- 妊娠届出時から全妊婦にサポートプランを作成し、必要な支援につなげます。
- 妊娠届出後も節目ごとに各家庭のニーズのきめ細やかな把握に努め、必要な支援につなげます。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
妊娠11週以内の届出率	95.1% (令和4年度)	↑
産後ケア事業の利用者数(延べ日数)	249日 (令和4年度)	↑
1歳育児相談事業(アニバーサリー事業)の実施率	80.4% (令和4年度)	↑



## ◆展開方向3：子育て家庭を支援します

## 【目標】

○家庭環境に応じて必要となる支援の強化と、児童にとって放課後を安全・安心に過ごすことができる環境を整えます。

## 【手段】

- 妊娠期から子育て期にわたる相談・支援体制を強化します。
- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として子育て支援室の運営に取り組みます。
- 家庭で保育している保護者も安心して子育てができるよう、一時預かりの利用を促進します。
- 児童虐待相談窓口の周知を図り、未然防止及び早期発見・早期対応に努めます。
- 放課後児童クラブ支援員が、運営に必要となる知識を継続的に習得できるよう、各種研修の機会を設け、児童が安全に過ごすことができる受入れ体制を整えます。
- 児童クラブの入退室管理や利用申請等の各種手続きのICT化を進め、保護者の利便性を高めます。
- すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動の場として、地域ボランティア等の協力をいただきながら、小牧市として実現可能な放課後子ども総合プランを全小学校で実施します。
- ひとり親家庭等入学支援金給付制度を活用して、希望者が大学などに進学しやすい環境を整備します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
子育て世代包括支援センターでの相談件数	3,888件 (令和4年度)	↑
一時預かり利用者数	1,324人 (令和4年度)	↑
児童虐待の解消率	92.9% (令和4年度)	↑
放課後児童クラブの待機児童数	0人 (令和4年度)	→
放課後子ども総合プラン実施回数	32回 (令和4年度)	↑
ひとり親家庭のうち市の入学支援金により大学などに進学した割合	18.4% (令和4年度)	↑

## ◆展開方向4：地域の子育て・子育てを支援します

## 【目標】

○こどもの居場所である児童館や子ども会、こども食堂の活動など、地域の子育て・子育てを支援します。

## 【手段】

- 夜間に中・高生利用 day を設け、実際に利用した中高生の口コミ等を通じた利用の拡充につなげるなど、児童館を利用しやすい環境をつくります。
- 子ども会に対し、活動補助金や講師派遣、バスの借上げ、こまきこども未来館の優先利用等の支援策の活用を働きかけます。
- 地域、NPOなどで運営するこどもの居場所づくりを目的としたこども食堂などの活動を支援します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
中・高生利用者数（市内の8児童館）	39,205人 (令和4年度)	↑
市の支援策を活用している子ども会数	53団体 (令和4年度)	↑

## ◆展開方向5：健全な青少年を地域で育てます

## 【目標】

○地域ぐるみであいさつのできるこどもやこどもの社会性を育みます。

## 【手段】

- 青少年健全育成市民会議や校区健全育成会と連携し、あいさつ運動を中心とした取組を推進します。
- 同世代のこどもや地域の大人と交流できるような地域活動の場を提供します。
- いろいろな体験ができる学校外活動の場の提供など、こどもの成長に関わる機会を充実します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
地域の大人とあいさつをしている中学生の割合	90.7% (令和4年度)	→
地域活動に参加している児童・生徒の割合	36.5% (令和4年度)	↑
学校外活動（ジュニアセミナー、自然体験活動）、放課後子ども教室への参加者数	826人 (令和4年度)	→

## 基本施策 13 幼児教育・保育

### ◆現況と課題

- 本市においては、平成27（2015）年度の子ども・子育て支援新制度の施行以降、公立保育園の民営化や私立幼稚園の認定こども園への移行、小規模保育事業所の新設を推進するなど、待機児童の解消に向けた様々な取組を行い、令和元年度以降、4月時点での待機児童数はゼロとなりました。
- しかしながら、育児休業からの復帰等により年度途中でも随時入園を希望する申請者は増加傾向にあることや、近年では女性の労働力率や共働き世帯の増加などライフスタイルの変化により、幼児教育・保育ニーズの多様化や低年齢児の保育需要が増加しています。
- 本市独自の少子化対策の拡充策として、令和5（2023）年4月に0歳児から2歳児の保育料を保護者の所得や児童の出生順位に関わらず無償化したことを背景に、今後、さらに多様化すると見込まれる保育ニーズや低年齢児の保育需要への対応を強化する必要があります。
- 保育士が慢性的に不足しており、休暇取得も踏まえた勤務ローテーションを組める環境となるよう、保育士の確保に取り組む必要があります。併せて、より質の高い保育サービスを提供できるよう、公立・私立を含めた市内全体の保育士の専門性の向上を図る必要があります。
- 小規模保育事業所や民間保育園の誘致、老朽化した公立保育施設の計画的な維持管理と、将来の保育需要を見込んだ計画的な建替えや統廃合を行うことで、安全・安心な保育環境を確保する必要があります。

### 【関連計画等】

- ・第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）

### ◆基本施策の目的及び状態指標

#### 【基本施策の目的（目指すまちの姿）】

多様化・低年齢化している幼児教育・保育ニーズに対応し、保護者が安心して子どもを預けることができるまちにします。

#### 【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
希望する幼児教育・保育サービスを受けられている保護者の割合	—	↑

### ◆基本施策の体系



## ◆展開方向1：保育需要と多様化するニーズに対応します

## 【目標】

- 多様化する保育ニーズや増加する低年齢児の保育需要に対応できる保育環境を整備するとともに、待機児童数ゼロを継続します。

## 【手段】

- 保育園等への入園希望に対応できるよう、適切な保育スペースを確保します。
- 小規模保育事業所や民間保育園の誘致などにより、延長保育や休日保育をはじめとする多様な保育需要に対応します。
- 発達障がいなど特別な支援が必要な保育ニーズに適切に対応します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
待機児童数	0人 (令和4年4月1日時点)	→
延長保育を行っている保育園等の施設数	23施設 (令和4年度)	↑

## ◆展開方向2：保育士の確保、育成に取り組みます

## 【目標】

- 幼児教育・保育の質を確保します。

## 【手段】

- 保育園等の職場環境の向上及び就職支援等により、公立保育施設の正規職員の保育士を確保します。
- 保育士・幼稚園教諭に対して各種研修を実施します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
公立保育施設の保育士に占める正規職員(保育士)の割合	51.0% (令和5年度)	↑
研修参加者数	1,149人 (令和4年度)	↑

## ◆展開方向3：幼児教育・保育施設の整備を進めます

## 【目標】

- 老朽化した公立保育施設の建替えや適切な維持管理により良好な幼児教育・保育環境を確保します。

## 【手段】

- 老朽化が進行する公立保育施設の計画的な建替えや統廃合により、安全・安心な保育環境の提供と園児が楽しく過ごせる保育を実施します。

## 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
築30年以上となる市が所有する公立保育施設の割合	72.7% (令和4年度)	↓